

会議録

会議の名称	平成23年度 第2回西東京市子ども福祉審議会
開催日時	平成23年10月20日（木曜日） 14時から16時20分まで
開催場所	田無庁舎503議室
出席者	出席者：森田会長、猪原副会長、小林（啓）委員、小林（幸）委員、齋藤（睦）委員、濱野委員、古川委員、森崎委員、諸岡委員、田坂委員、本城委員 （欠席者：齋藤（喜）委員、高山委員、竹中委員） 事務局・職員：子育て支援部長 大久保、子育て支援課長 森下、保育課長 神谷、児童青少年課長 横山、子ども家庭支援センター長 齋藤、子育て支援課調整係長 倉本、調整係主査 阿久津、保育課保育係長 白井
議題	1 諮問 保育所保育料の見直しについて（諮問） 2 審議 (1) 保育所保育料の見直しについて (2) 西東京市子育て・子育てワイワイプラン（西東京市次世代育成支援行動計画）の評価・検証と推進体制について 3 報告 (仮称) 上向台第二学童クラブについて 4 その他
会議資料の名称	1 子ども福祉審議会委員名簿 2 西東京市子ども福祉審議会事務局職員名簿 3 西東京市子ども福祉審議会条例 4 西東京市子ども福祉審議会傍聴要領 5 保育所保育料の見直しについて（諮問）写 6 保育園運営費と保育料の関係について 7 平成23年度「保育所保育料徴収基準額（月額）」 8 平成22年度保育所運営費国庫負担金における保育所徴収金基準額表 9 西東京市地域経営戦略プラン2010より抜粋 10 控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて 11 西東京市子育て・子育てワイワイプラン（西東京市次世代育成支援行動計画）の評価・検証と推進体制について（諮問）写 12 行動計画策定指針の改正について（概要） 13 子育て・子育てワイワイプランの評価・検証と推進体制について 14 福祉サービス第三者評価の流れ他 15 権利擁護センターあんしん西東京リーフレット 16 第2期西東京市地域福祉計画より抜粋 17 西東京市子ども家庭支援ネットワーク図 18 平成22年度次世代育成支援行動計画進捗状況（概要） 19 （仮称）上向台第二学童クラブについて

記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 部長挨拶 ・ 委嘱 ・ 会長副会長の互選 ○事務局： 会長および副会長の互選をお願いしたい。 ○古川委員： 会長は森田委員をお願いしたい。 ○全員： 意義なし。 ○森田会長： 副会長は、猪原委員をお願いしたい。 ○全員： 意義なし。 ・ 諮問 保育所保育料の見直しについて ・ 審議 ○森田会長： 今回で第6期目となった。子ども福祉審議会は、平成19年に「西東京市における子どもの権利に関する条例の策定について」諮問をいただいたままになっている。そのこともあって今期も委員を受けさせていただいた。 子どもを取り巻く福祉の状況は、西東京市のみならず、日本中、世界中で大きく変化している。東日本大震災後の子どもたちや子育て家庭のありかたについては、改めて問い直しをしなければならない時期と感じている。私はこの自治体に長く関わってきた。西東京市におけるしくみづくりを実現していきたい。 ○猪原副会長： 私も、第1回から委員を努めている。森田会長からの御指名でもあり、副会長をお引き受けする。よろしくをお願いしたい。 ○森田会長： 保育所保育料の見直しについて。まず、資料説明をお願いしたい。 ○神谷保育課長： 資料2-1説明 	

- 森田会長：
国基準も変わるということか。
- 神谷保育課長：
そのように説明を受けている。
- 森田会長：
税金のシステムが変わる。子ども手当というかたちで控除をなくすことは決まっている。市としてはできる限り影響をなくすということをまず決めなくてはならない。
次に保育所保育料の見直しについて。引き上げるのか、そのままとするのか。
判断基準としては、保育料を改定しなくても現行の国基準50パーセントの徴収率は維持できる。他の自治体は47パーセントから49パーセントが多い。具体的に皆さんの御意見をうかがいたい。
保護者会などでどのような意見があるのかまずはお二方から御意見をいただきたい。
- 本城委員：
私たち払う側としては、資料の他市と比較して、引き下げてもらいたいが、改定できるものなのだろうか。
- 森田会長：
保護者会では保育料について意見は出ているか。
- 本城委員：
保護者会ではあまりでない。
- 田坂委員：
保護者会ではあまりでない。保育料は所得によるので、所得が分かってしまうため。
- 森田会長：
1パーセントをざっと計算する。西東京市の国基準徴収金額はおよそ10億円となっているので、1パーセントは1,000万円。年間1,000万円はひと月あたり80万円。これを園児数で負担する。
- 神谷保育課長：
園児は2,200名。
- 森田会長：
1人当たり40円くらいの差。1パーセントの引き上げ・引き下げの差は個人負担プラスマイナス40円ということだ。
1パーセント引き下げること49パーセントとなり、保育料の割合は26市中真ん中くらいの割合になる。以前の議論でも出ていたが、負担割合の高い階層と低い階層がある。
自治体によって保育料の設定が違い、所得の低い階層に手厚いところもあれば、低くても高くても同じように徴収するところもある。国の保育料徴収階層は8段階だが西東京市は18階層に分かれて細分化されている。
当然、子ども・子育て新システム導入の際には抜本的な見直しになるだろう。

○田坂委員：
認可保育園と認証保育所の保育料差は感じていて、負担の差はなるべく少なくしてもらいたい。

○森田会長：
同じ条件、状況で認可に入れないからと認証保育所を利用している方々のことを考えると子どもにかかる経済的負担を安く抑えたい気持ちは理解できる。

○小林（幸）委員：
現場をやっているのは、「ひとり親家庭に限る」という階層は、現状はひとり親家庭ではないのにというのがある。
階層を増やして、所得の高い方にもう少し負担していただいてもいいのではないか。

○田坂委員：
そうすると階層が高い方は、認証保育所の保育料と変わらなくなってしまう。

○小林（幸）委員：
現在0歳児第1子の保育料は46,000円だが、経費を考えると0歳からすごくかかっている。

○森田会長：
市の算定保育料が46,000円ということは0歳児第1子で国基準だとおおよそ10万円、都基準だと18万円かかるということ。それを市民は46,000円でサービスを受けている。

○田坂委員：
階層を増やして保育料を上げれば所得の高い世帯が「保育料が同じなら大変な思いをして認可保育園に入りたくない」「近いから」などの理由で認証保育所を選ぶかもしれない。そのような世帯が認証保育所に入れば、低い階層の世帯が入りやすくなる。

○森田会長：
階層の人数はどうか？

○神谷課長：
階層ごとの人数で一番多い階層は、D8で460名。D12は157名。B1は122名。

○森田会長：
全体を見直す中で、所得の高い方たちにターゲットをおいて突如、階層を増やして保育料を上げるということはよほどの理由がないと理解を得られないのではないか。
前回の議論の時もそういう話はあった。保育料は過去4回手直ししてきたが全体のバランスを考えて点検・調整し保護者の意見をふまえた保育料の徴収金額になっている。国も税制の見直しによる影響を出来るだけ遮断するという考えを示しており、一つの案として「変えない」ということもある。
具体的にターゲットの階層をさだめて、高い負担をいただくか、そのままいくか、もう少し全体として引き下げるか、さらに上の階層をつくるか。
そのままいくなら、次回確定でいいだろう。変えるなら、次回からその議論を始め

る。専門委員の方々には今の情報を持ち帰っていただき議論いただきたい。

○古川委員：

安くしてほしいという議論に傾きがちだが、資料にあるように保護者の負担は4分の1で済んでいる。保育料の仕組みを知らない方がこれをまたさらに安くすることを知らしたら、「その分を高齢者に」「震災復興に」「震災孤児に」と議論になるだろう。この仕組みを保護者会などで議論し、保育料がいかにか公的支援を受けているかということを理解してほしいと思う。

○森田会長：

「西東京市子育て・子育てワイワイプラン（西東京市次世代育成支援行動計画）の評価・検証と推進体制について」の審議に移る。

○事務局：

資料説明

○齊藤（睦）委員：

子育て世帯の声の聞き取りは必要である。西東京市は今、子育て世帯のお母さん方の活動が非常に活発である。社会福祉協議会には様々な情報が入ってくる。入ってくる情報にすべてこたえられているわけではないので、その部分の聞き取りができることとてもいいと思う。

○小林（啓）委員：

イメージは、既の実施している進捗状況の公表から市民や保護者、子どもに聞き取りをするということか。

○森田会長：

今実施している進捗状況は、担当者評価である。担当者が評価していることを再評価することになる。

計画全体の進捗状況として成果を出しているのかの評価が重要。今回の資料にあるような第三者評価を使うことも1つの方法だが、これは事業所ごとに評価を受けるものであり、評価を受けない事業所も出てくる。

○小林（啓）委員：

重点をピックアップして実施していくのか、今の進捗状況を市民に見てもらい、個々の施策について御意見をいただくということか。

○森田会長：

その点についてももう少し議論したい。

この計画は、計画見直しの際にそのつど専門委員に参加してもらっている。今後、専門委員を恒常的にお願いし、事業がワイワイプランの理念を実現する方向に行っているのかどうか、どうやったら一番評価できるのか議論しながらやっていきたい。出来るだけ早い時期から実施し、必要なものについては改革に着手していただく必要があるのではないか。

評価推進体制の充実は、計画の重点的な取組みにも入っている。

- 小林（啓）委員：
具体的にはどんな方を委員として想定するのか。
- 森田会長：
私も他の自治体で評価委員をやっているが、子どもや子育てに関して評価が出来る方、法律の専門家などの組織になっている。
子ども福祉審議会の専門委員が調査し、この場に報告をいただき、皆さんに御議論いただくというイメージである。
- 諸岡委員：
質的な評価とは、どんなイメージか。
- 森田会長：
例えば、児童館の活動でいうと、事業の回数は分かっているが、中身をみると、子どもが参加するだけの事業から企画段階から参加する事業へ、質的な変化が起きていることが訪問することにより見えてくるだろう。
評価のための専門委員をおくことで、西東京市の子ども施策、子育て支援施策が計画で目指している方向に行っているかどうかという全体の評価につなげたい。
- 諸岡委員：
重点施策を中心にやってみるのがいいだろう。調査対象が多いと手が回らないと思われる。
- 猪原副会長：
量的評価に加えて質的評価を行うことは国の方針でもある。量的評価では数字が出てくる。現場に行ってみないとどんな中身かわからないところがある。
評価の対象や、どんな方が調査するのに適任なのか、予算との兼ね合い等があるが、まずは始めたい。
- 小林（啓）委員：
保護者や子どもの声を聞くなかで、思わぬ言葉が返ってくることも想定される。それを真摯に受け止め、市がきちんと改善するという担保が必要。
- 森田会長：
おっしゃるとおりである。過去の様々なアンケートでは、問題があった場合はすぐに現場につないでいる。
- 森下子育て支援課長：
評価の最中に、すぐに改善が必要なことが出てくれば、迅速な対応が必要であろう。関係機関と連携し、ケースケースで対応していきたい。
- 小林（啓）委員：
市側の体制がきちんとできるととてもよいと思う。
- 森田会長：
計画が質的に高まり、よりよく動いていくために専門委員を配置していくということ

だ。

まずは評価のための専門委員の配置が必要であるということ結論とし、どの事業から開始するかは、おって検討していきたいがいかだろうか。

○全員：
異議なし。

・報告

○横山児童青少年課長
(仮称) 上向台第二学童クラブについて資料5に基づき報告

・その他

○市長：

本日は、公私とも御多忙のところ、子ども福祉審議会に御出席いただきありがとうございます。また、日頃より西東京市の市政運営、特に子育て・子育て支援事業に御理解と御協力をいただき心より感謝申し上げます。皆様には本審議会委員をお引き受けいただき重ねて御礼申し上げます。

さて、平成19年4月に諮問いたしました「西東京市における子どもの権利に関する条例の策定について」でございますが、本審議会において御審議いただき、平成19年11月には中間答申をいただいております。

市では、中間答申に基づき、子どもの権利に関する条例の策定に向けて「西東京市子どもの権利に関する条例策定委員会」を設置し、平成20年1月から平成22年11月まで計21回にわたり委員会において調査検討を重ねていただきました。

子どもの権利に関する条例策定委員会では、野村武司委員長を始めとして、本審議会委員でもいらっしゃいます、猪原英彦副委員長、齊藤睦委員、古川祐子委員をはじめとした委員の皆様には御多忙のところお集まりいただき、活発な御議論をいただいております。

子どもの権利に関する条例策定委員会からは、「西東京市子どもの権利に関する条例の策定について(中間報告)」をいただき、さらに、これらを分かりやすく解説した「西東京市子どもの権利に関する条例Q&A」を作成いただきました。市民への啓発の有効なツールとして活用し、市ホームページにおいても公表させていただいております。改めてここに感謝申し上げます。

ここで、今後の西東京市の子どもに関する条例策定について、申し上げます。

子どもの権利に関する条例策定については、これまで、子ども福祉審議会および子どもの権利に関する条例策定委員会で熱心に議論をいただいておりますが、今後は、国際条約についての普及啓発につとめ、具体的な条例策定作業については、休止いたします。

これは、これまで、委員の皆様には熱心に御議論をいただき、市民の方々から条例策定を要望する声をいただいておりますが、一方で、市民や議員の方々から条例策定に対して再考を求める声もいただいております。条例策定について、より慎重に進めていく必要があると判断したことによるものでございます。

ここに、既に本審議会に諮問いたしました内容について、改めて私から一言申し上げます。

先の諮問事項1つ目の「子どもの権利に関する条例の基本的考え方」につきましては、今までの議論をふまえて御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

2つ目の「条例の進め方」につきましては、中間答申でいただきましたように「策定

過程を大切にし」、「関係者、市民の参加を得て幅広く検討・策定することが望まれ」ております。「策定に至るまでの過程を市民（子ども）と共有し」、市民や議員の皆さんとの十分な合意形成が必要と考えております。

3つ目の「子どもの権利に関する条例の条例案」につきましては、子どもの権利に関する条例策定委員会から提出されております「子どもの権利に関する条例の策定について（中間報告）」の条例要綱を充分尊重されますようよろしくお願いいたします。

4つ目の「その他子どもの権利に関する条例の検討に必要な事項」につきましては、プロセスを大切に、更なる合意形成について御検討いただきますようお願いいたします。

以上、今後の最終答申に向け、御審議のほどよろしくお願い申し上げ、私からのあいさつを終わらせていただきます。

○森田会長：

重要なことが含まれていた。子ども福祉審議会でどのように議論をしていくか検討する部分が多々ある。

○猪原副会長：

今の話は抽象的であった。休止をしながらどのように最終答申を出すのか。

○森下子育て支援課長：

本審議会の中間答申を踏まえ、市は条例策定委員会を要綱設置した。市議会平成23年第1回定例会予算特別委員会の総括質疑において、「子供の権利に関わる条例予算の完全撤廃」を求められた。予算は計上されているが、予算の完全撤廃を求めるという趣旨からすると子どもの権利に関する条例策定委員会の予算執行を伴う活動はできなくなった。策定委員会の活動は休止させていただく。諮問は継続しているので、子どもの権利に関する条例策定委員会の中間報告の要綱をベースとして子ども福祉審議会最終答申をいただきたい。

○猪原副会長：

成文化に向けての策定作業そのものはやらないということか。最終答申がかなり中途半端になってしまうことを懸念する。

○森田会長：

今回は、本日の市長の話を受けて議論させていただきたい。

○大久保子育て支援部長：

諮問させていただいたときは状況が変わってきたことを斟酌していただきたい。

○森田会長：

最終答申の期限はあるのか。

○大久保子育て支援部長：

特に設けていない。

○森田会長：

子どもの権利に関する条例の策定は、西東京市の子どもの権利を自治体として具体化

したものである。様々な政治状況があることは承知しているが、私達は声を出せない子ども達を対象としているからこそ、子ども達側に立ち議論し具体化していくことに専念したい。この問題について、誠意を持って議論させていただきたい。

以上